

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 8 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 3 5 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

議案第21号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

⇒許可（2 件）

議案第22号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1 件）

議案第23号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1 件）

議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」⇒同意

4 出席委員（1 3 名）

1 番・上田尚秋

2 番・山田和美

3 番・坂元三郎

5 番・井澤 守

6 番・山口 透

7 番・前田和毅

8 番・坂本英正

9 番・長谷川高義

10 番・赤松聖美

11 番・魚住龍平

12 番・松井義輝

13 番・船岡重夫

14 番・田中 茂

5 欠席委員

4 番・上田眞由美

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦

課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

10 番・赤松聖美

11 番・魚住龍平

8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 8 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長から開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、過半数の委員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、10番・赤松聖美委員、11番・魚住龍平委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、議案第21号～第24号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字上新田東（加古大池西方）

地 目：畑

面 積：366㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：県外在住の所有者

譲受人：町外在住の兼業農業者（加古川市の耕作証明添付）

農機具：耕耘機・草刈り機・軽トラック

栽培作物：花（バラ）、野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、花（バラ）が作付けされており、周辺農地への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年8月20日13時30分～15時30分までの間、5番・井澤守農地担当副会長、7番・前田和毅委員、14番・田中茂委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

14番・田中委員： 申請地は、バラが作付けされていました。このたび、譲受人の家族の方が申請地近くの住宅を購入し転居されるとのことで、今後適正に管理がされていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長： 賛成多数ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町加古字上新田裏	田	3, 0 0 5 m ²
上新田裏	田	2, 4 2 0 m ²
上新田裏	田	1, 6 6 2 m ²
(加古大池西方) 3筆合計		7, 0 8 7 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：県外在住の所有者

譲受人：地元兼業農業者（加古川市の耕作証明添付）

農機具：トラクター・田植機・刈払機

栽培作物：水稻

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、いずれも水稻が作付けされ適正に管理されており、問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・田中委員： 申請地は、いずれも水稻が作付けされており、農地として問題はありせん。譲受人は、今年の水稲から作業をされているとのことで今後も引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長：賛成多数ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議長：それでは、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字八軒屋裏 田 220㎡①

八軒屋裏 田

(現況 宅地) 24㎡②

(稲美北中学校東方) 2筆合計 244㎡

申請人：地元所有者

転用目的：居宅、車庫、庭用地

土地利用計画：申請地②の一部については、昭和45年の住宅建築時から居宅として今日まで使用。また申請地①の一部についても平成3年ごろ造成し、庭として今日まで使用。隣接地との境界に重力式擁壁を新設し、整地した後、庭木を植栽する。

※ 始末書添付、加古川土木事務所まちづくり建築課との事前協議済

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、申請者の自宅の北、東、南を囲む形で、北側は農道、東側と南側は農地、西側は町道に接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

7番・前田委員：申請地は、申請人の自宅および所有農地に隣接しており、転用による農地や農業用水排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員：図面がわかりづらい。

事務局：配置図の中に立面図が描かれておりわかりづらく申し訳ありません。

○番・○○委員：現在の宅地面積より大きな面積を庭用地として転用するの

は問題ないのか。

事務局： 今回の案件では、県との協議済であり問題ないと思われます。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長： 賛成多数ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町蛸草字北條（入ヶ池南方）

地 目： 田

面 積： 4 9 9 m²

※都市計画法における特別指定区域（地縁者の住宅区域）

権利の種類： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者2名（譲渡人の娘夫婦）

転用目的： 地縁者住宅

土地利用計画： 盛土造成し、住宅1戸建築する。出入りは東側から。

西側に擁壁、東側にU字溝を設置し、雨水は東側の水路へ放流、汚水は東側道路に埋設の公共下水に接続。

※ 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は、東側は町道、北側は宅地、西側及び南側は田に面しています。転用により宅地化されても農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

7番・前田委員： 申請地は、一部に果樹（柿）が作付けされています。雨水は東側の水路へ放流、汚水は東側道路に埋設の公共下水に接続されますので、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと

思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員： 隣接農地の承諾書はあるのか。申請地の分筆はいつか、また町道の占用はどうなっているのか。

事務局： 隣接農地の同意書は申請書に添付されています。令和7年7月に分筆登記されています。町道の占用許可は今後手続きされると思われます。

○番・○○委員： 分筆後の農地の状況が図面でわかりづらい。農地への影響を判断するのに必要ではないのか。

事務局： 申し訳ありません。今後わかりやすい資料を提出するように申請者を指導します。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び所有権の移転について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： それでは、農業振興地域整備計画の変更について説明を申し上げます。

(別表1)

除外する土地 5件 ※ 除外面積合計 3, 823㎡

「番号1」

区 域：加古－3

所 在：稲美町加古字千和池 田 2, 627㎡（加古小学校東方）

除外目的：保育園舎及び保育園施設

申出者：社会福祉法人

「番号2」

区 域：母里－2

所 在：稲美町印南字上場 田 （葡萄園池北方）

登記簿面積 2, 390 m² のうち 464 m²

除外目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

「番号 3」

区 域：天満－ 2

所 在：稲美町北山字金守 田 (向交差点北東方)

登記簿面積 1, 158 m² のうち 500 m²

除外目的：農家住宅

申出者：土地所有者の孫の配偶者

「番号 4」

区 域：天満－ 3

所 在：稲美町北山字宮ノ前 田 (北山集落内)

登記簿面積 232 m² のうち 110 m²

除外目的：露天駐車場及び進入路

申出者：隣接地の住人

「番号 5」

区 域：天満－ 3

所 在：稲美町北山字宮ノ前 田 (北山集落内)

登記簿面積 232 m² のうち 122 m²

除外目的：露天駐車場

申出者：隣接地の住人

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

5 番・井澤委員： 「番号 1」は全筆除外です。申請地を除外後転用しても周辺農地の耕作に問題はないと思います。

「番号 2」は一部除外です。農地で残る部分に給水排水があるので、除外を認めても問題ないと思います。

「番号 3」は一部除外です。除外される部分に排水口がありますので、転用の際には移設等が必要だと思います。

「番号 4」と「番号 5」はそれぞれ一部除外ですが、同じ土地ですので合わせて全筆除外となります。宅地と道路に囲まれており、隣接する農地はありません。除外後転用しても問題はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

○番・○○委員： 番号 3 の分筆残の農地への進入はどこからするのか。

事務局： 隣接地の農業用倉庫用地から農地へ入ることです。

○番・○○委員： 番号 1 の境界について同意は得られているのか。

事務局： 今後、転用申請が出てくるまでに境界について話を詰めることにな

ります。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。稲美町農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更について、異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和7年8月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和7年8月25日

議長 坂 本 英 正

委員 赤 松 聖 美

委員 魚 住 龍 平